

## 城陽市議会基本条例の検証結果について

1. 今回の検証においては、現行の条文及び解説を変更する必要はないと認めた
2. それぞれの条項の検証結果等は、次のとおり

条項	取組状況および検証結果
前文	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第1条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第2条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第3条	・条文に従い、これまでどおり取り組む なお各号の検証については、関連する条項の中で、具体的事項を記す
第4条	・条文に従い、これまでどおり取り組む なお各号の検証については、関連する条項の中で、具体的事項を記す
第5条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料提供方法等の検討を進めた結果、傍聴者の閲覧用として、委員会資料を委員会室にも配架することとした。積極的な情報提供のあり方については、なお一層検討する</li> <li>・会議規則を改正し、請願書(陳情書を含む)の記載事項である提出者の押印は、自署の場合、不要とした</li> <li>・参考人制度は、本条例に基づき、請願・陳情審査で実施しているが、市民参画や意見反映の場の充実のための効果的な活用について、さらに検討していく</li> </ul>
第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーブルミーティング形式により、参加者(市民)と意見交換会を実施した。広聴機能のさらなる充実のため、実施方法等については引き続き検討していく</li> <li>・議会報告会の実施結果を市民に周知する広報手段についても、検討していく</li> </ul>
第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議の中継・録画放映は、インターネット等で視聴可能としているが、委員会の中継・録画放映についても、その実施方法を具体的に検討していく</li> <li>・議案等の会議資料の提供については、ウェブ配信など、より有効な広報手段を調査・研究していく</li> <li>・議会広報の編集については、市民によりわかりやすい紙面となるよう、議員もこれまで以上に主体性をもち、その手法について幅広く検討していく</li> </ul>
第9条	・議決機関として市民への説明責任を果たすため、採択請願については、市長に対し、その処理経過及び結果について議会への報告を求めることとした。また、報告内容の市民への周知方法についても検討していく
第10条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第11条	・条文の趣旨を受け、速やかに検討を始める
第12条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第13条	・条文を重んじ、より積極的に取り組む
第14条	・条文を重んじ、より積極的に取り組む
第15条	・常任委員会については、委員会間の均衡を図るため、所管の見直しを含め、改めて新しい議会構成の中で検討を加える。また効率的な審査を行うためにも、閉会中の委員会開催を積極的に進めていく
第16条	・平成30年度の議員研修(一般研修)については、実施要綱にもとづき、市民に周知したうえで、公開で実施した
第17条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の充実と、系統的な整理・保管に向けて一層の取り組みが必要である</li> <li>・市民利用が全くない状況からも、利用周知の啓発が必要である</li> </ul>

条項	取組状況および検証結果
第18条	・調査、法務担当職員の充実強化は急務である ・研修の機会を一層確保するとともに、たゆまぬ自己研鑽が望まれる
第19条	・条文に従い、市民の代表として、これまでどおり取り組む
第20条	・平成30年には、議員定数削減請願を不採択に決めたが、適正な議員定数のあり方については、あらゆる機会を通じて得た市民意見も参考に、引き続き検討していく
第21条	・適正な議員報酬・期末手当のあり方については、あらゆる機会を通じて得た市民意見も参考に、引き続き検討していく
第22条	・現在、政務活動費の後払い精算方式を導入しているが、今後とも判例や社会情勢に応じて適宜、手引きの見直しを行い、引き続き適正な執行に努めていく
第23条	・市民の意見を的確に市政に反映させるために、不断の改革に努めることを改めて確認する ・議会活性化推進会議の具体的な委員構成等は、新しい議会構成の中で引き続き検討していく
第24条	・条文に従い、これまでどおり取り組む
第25条	・条文に従い、これまでどおり取り組む なお検証の方法については、検討していく